

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）（抄） ..... 1

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	<p>一 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）</p>	(略)	<p>一 ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）</p>
(略)	<p>二 二 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）</p>	<p>環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が一〇平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が一キロワット以上であること。</p>	<p>環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル以上であること。</p>